

海外インフルエンサーＤＣ発信事業 業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、「福島県デスティネーションキャンペーン実行委員会」（以下「甲」という。）が「 」（以下「乙」という。）に委託する「海外インフルエンサーＤＣ発信事業」を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務名

海外インフルエンサーＤＣ発信事業

3 委託業務の期間

委託契約締結日から令和８年７月３１日（金）

※本業務委託は債務負担行為に基づく、令和７年度から令和８年度までの複数年契約となる。

4 事業の目的

台湾、米国及び豪州に発信力のある海外のインフルエンサーが、２泊３日で本県に滞在し、ＤＣ特別企画や観光スポット、大ゴッホ展を含めたコースを巡り、その様子の動画等をＳＮＳで発信することで、アフターＤＣや第２期大ゴッホ展への更なるインバウンド誘客を図ることを目的とする。

5 委託業務内容

本事業は、ＤＣ期間及び大ゴッホ展開催期間中に海外のインフルエンサーが来県し、本県の魅力を台湾、米国及び豪州に向けて効果的にプロモーションを行うものである。事業の実施に係る留意点は次のとおりである。

- （１） インフルエンサーの人数は、台湾に発信力がある者３名以上、米国に発信力がある者３名以上、豪州に発信力のある者３名以上の計９名以上とし、その国籍は問わない。原則現地に居住するインフルエンサーとするが、例外的に情報発信力等が高いと認められる場合には、現地に居住しないインフルエンサーも可とする。
- （２） インフルエンサーは、各自委託業務期間内の任意の２泊３日を本県に滞在する。滞在中は、浜通り・中通り・会津の各エリアの観光地等を回るコースを自身で設定し、実際に訪問する。本県ならではの観光の魅力を、国毎のニーズ等を踏まえ効果的にＳＮＳ等で発信する。ただし、各エリアの訪問人数が中通り３名以上、会津３名以上、浜通り３名以上となるよう調整する。
- （３） インフルエンサーのうち３名以上（台湾、米国及び豪州に発信力がある者各１名以上）は、令和７年度中に滞在し、令和８年２月２１日から始まる「大ゴッホ展」の前に開催される内覧会への参加を必須とし、その情報を発信する。
- （４） ９名のインフルエンサーのうち６名（台湾、米国及び豪州に発信力がある者各２名）は、令和８年４月以降に滞在し、ＤＣ特別企画及び大ゴッホ展に必ず参加するほか、郡山市で４月１１日から開催される「ポケモン天文台」や県内各地の観光地等を積極的に巡る。

6 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるものの他、次にかかげる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ア 委託業務着手届（様式第1）
- イ 統括責任者通知書（様式第2）
- ウ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ア 委託業務完了届（様式第3）
- イ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

7 成果品の提出

本事業において作成した次の成果品を提出すること。

- (1) 中間報告書（任意様式：令和8年3月31日までに提出すること）
- (2) 実績報告書（任意様式：令和8年7月31日までに提出すること）
- (3) その他、甲が指示するもの一式

8 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた時は、甲乙協議の上、定めることとする。
- (2) ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (3) 詳細な回数、その他数値については、事業の相手方の事情などにより変更する可能性があるため、必要に応じて協議することとする。
- (4) 社会情勢の変化により、本仕様書に定める委託契約内容について、実施が困難となった場合には、甲乙が協議の上、契約内容の変更を行うこととする。
- (5) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、甲に帰属するものとする。成果品において、二次使用が認められないコンテンツがある場合は、乙はその内容を甲に明示すること。
- (6) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理することとする。この場合、甲は係る紛争等の事実を知ったときは、乙に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を乙に委ねる等の協力措置を講じるものとする。